

金融審 DWG 事務局御中

日立製作所
逆瀬重郎

第3回 DWG 事務局説明資料中、発言未了の事項は次のとおりですので、よろしくお取り計らいお願いいたします。

○Ⅱ－2 「開示の日程・手続に応じた選択肢の拡大」 株主総会の7月開催（P6）

1. 開催時期は企業の判断と明記しているのは当然であり、7月開催を慫慂するような表現をとっていないことは見識であり全く賛同するものであります。
2. メリットとして、監査時間の十分な確保（十分な監査時間の確保と解釈）が挙げられていますが、違和感が大であります。この表現が、最終報告書にそのまま残るのでは、制度上の一般的事実として監査時間が確保できていない旨を取上げて公言・公認することになると懸念します。
そこで「十分な監査時間の確保」に代えて、例えば、「企業の内部統制システムの整備・運用の水準にもよるが監査業務のピークの解消が一定程度図られること」といった表現を提案します。
この理由は以下のとおりです。
 - (1) 一つは、監査自体が監査・品管・不正リスク対応の3基準並びに IAASB のルールとフルにコンバージェンスされた監査実務指針の下で行われており、言わずもがなですが、必要にして十分な監査時間が確保されない状況での監査は、許されていないことです。またそもそも監査契約ひな型も近年改訂され、期初に見積もった監査時間を固定するのではなく、監査の進展や状況の変化に応じ適切な監査時間を確保すべきこととされています。（法規委員会研究報告第14号「監査及びレビュー契約書の作成例」）このひな型に沿って実務が行われています。
 - (2) 二つは、昨年11月公表の「開示・監査制度の在り方に関する JICPA 提言」では会社法・金商法開示の一元化まで唱えて監査時間の確保を提言されているのですが、この案によりセーブされるのは企業集団の報告企業たる親会社に係る会社法における開示部分に係る監査時間のみであり、これは必ずしも大きな時間ではないことです。
むしろ、会社法上のスケジュールに合わせて金商法開示と共通の連結決算の各種精算残高等の監査が行われるので、期末月から4月あるいは5月に掛けて監査作業のピークが生じていることこそ事実として認識されるべきものです。
 - (3) 三つは、監査時間数や監査のピークの程度は企業あるいは企業集団の内部統制システムの構築・運用のレベルと直接的な強い相関があるので、一概に論じることに難がある点です。
 - (4) 四つは監査人サイドが、十分な監査時間はともかく、ピーク作業の解消を求めるとであれば、監査実務効率向上のために、作成者が経営上当たり前に行ってきた IT や IT 人材の活用及び投資などの経営努力をどのように実践し取り組んできたのかその実態をまず開陳すべき筋であることです。
 - (5) 上記を考慮すれば、決算日から会社法監査報告書日までの日数を過度に強調する監査人サイドのスタンスは僅かに一側面を示すに過ぎないということです。真の監査人サイドの“監査の実態”を踏まえた上でのメリットの記載たるべき箇所が、当該スタンスを直接的に斟酌したものと解され兼ねない記述となっています。

3. 一方、以下のようなデメリットの記載を合わせ行うことにより、選択肢としての記述に相応しいバランスの取れた表現とすべきであります。

(1) この10数年、上場企業は、国内外の子会社一体となって、連結主体の開示、四半期報告制度、J-SOXなどの制度改革あるいは会計基準のコンバージェンスへの対応を行いつつ、内部管理を含め、決算の早期化にまさに懸命の努力を重ねてきています。監査・レビューへの対応も無論のことです。これらの経営努力は、革新が目覚ましいIT投資やIT人材の活用と共に遂行されてきたことも自明です。

然るにここにおいて総会を7月開催すべく、会社法法定監査の打切日を後倒しするのは、親会社のみならず国内外子会社を含めたグループ挙げてのことで解されるので、監査を含めた決算早期化に向けたこれまでの経営努力が否定されるという大きなデメリットが生じます。

また、期末決算に係る企業集団挙げての事務手続きと日程の変更を伴い、事務遂行の緊張感を阻害することにもつながるデメリットも生じます。

(2) 自明ながら総会での経営上の意思決定の遅れとともに第1四半期決算事務との重複といった大きなデメリットも生じます。

○ IV 「その他、企業情報開示に関する論点① ②」(P9、P10)

1. 単体でのIFRS任意適用

IFRS任意適用企業に限らず、単体での任意適用は作成者の関心事であろうが、諸般の考慮を要し、時期尚早と考えます。

2. フェア・ディスクロージャー・ルール

今回のIR等を含めた建設的対話の向上とスタンスを異にするため、敢えて取り上げることには反対です。

4. 統合的な報告

自主開示に委ねることが妥当です。

すでに各企業HPにおいて、投資家向け情報として、便宜に参照可能としている実情と認識しています。コーポレート・ガバナンス・レポート、CSRレポート、サイバーセキュリティレポートなどは、専門性の高い内容も含まれ、ボリュームも嵩みます。これらを簡素化して有報とともに一体化することにより、却って、読み手の理解を阻害するリスクや開示コストが生じます。

何よりも財務諸表との関連について実証研究などの積上げが乏しいことが懸念です。

以 上